

令和8年3月11日  
学 務 課

## こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施について

### 1 背景・目的

国は、保護者の就労状況に関わらず、こどもを月一定時間保育施設等に預けることができる新たな通園制度であるこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を創設した。子ども・子育て支援法に「乳児等のための支援給付」として規定され、令和8年度から全国の自治体で実施される。

未就園児が、家庭とは異なる環境でさまざまな経験ができ、同世代のこどもと関わる機会を得るとともに、保護者の孤立感の解消や、既存の保育資源のさらなる活用（空き定員・空きスペース等）が期待できる。

### 2 事業内容

	国	江東区「あずかーる」
対象者	0歳6か月から満3歳未満まで保育所等に通っていないこども	0歳6か月から2歳児クラスまでで保育所等に通っていないこども ※年度途中で利用不可となることを回避
利用時間	月10時間まで利用可能	月40時間まで利用可能 ※満3歳以上は月30時間
利用方法	定期利用 柔軟利用	原則定期利用 ※既存の一時預かり事業と差別化
利用料	1時間300円	無償（都補助制度を活用）
運営費	<b>【公定価格】</b> <基本分> こども1人1時間 0歳    1,700円 1・2歳 1,400円 <加算分> 初回事前面談対応加算 0歳    1,700円 1・2歳 1,400円 障害児加算 1時間あたり600円 医療的ケア児加算 1時間あたり2,500円 など	<b>【公定価格】</b> に加え、1月あたり延利用人数に応じた <b>基礎額</b> を加算 （基礎額の例） 幼稚園1月あたり延利用人数 1～52名の場合 月額158,000円

### 3 利用までの流れ（4月利用開始の場合）

#### （1）利用申請（2/19(木)まで）

- ・国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」から利用申請
- ・区で審査後、総合支援システム利用のためのアカウント発行

#### （2）面談予約

- ・利用者（保護者）のアカウント情報やこどもの情報を登録
- ・利用希望施設に対して下記期間中に面談予約

区立保育園		区立幼稚園	
面談予約期間	2/27(金)～3/5(木)	面談予約期間	2/27(金)～3/8(日)
塩崎保育園		つばめ幼稚園	枝川幼稚園
城東保育園		第二亀戸幼稚園	第五砂町幼稚園

※私立保育園などその他施設については現在 40 施設認可申請済

※定員以上の予約数があった場合は抽選を実施

#### （3）面談・利用予約（3月上旬から）

- ・施設と面談後、利用日の予約

#### （4）利用開始（最短4/1(水)から）

- ・各施設利用開始日より利用開始